

熊谷市障がい者計画

平成 19 年度～平成 28 年度中間見直し

熊谷市障がい福祉計画

第 3 期：平成 24 年度～平成 26 年度

～ともに生き、ともに暮らせるまちづくり～

(案)

平成 24 年 3 月

熊 谷 市

目 次

第1編 総論 ー計画の基本方向ー

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	法令等の根拠及び計画の性格	3
3	計画期間	4
4	計画の策定体制	5

第2章 障がい者の現状

1	人口の推移	6
2	障がい者の状況	7

第3章 障がい者施策の課題

(1)	推進基盤の整備	13
(2)	福祉の環境づくり	13
(3)	支える人づくり	14
(4)	権利擁護の取組み	14
(5)	相談体制の整備	14
(6)	福祉サービスの充実	15
(7)	住宅環境の整備	15
(8)	保健・療育・医療体制の整備	15
(9)	障がい児・者教育の充実	16
(10)	就労の場の確保	16
(11)	社会参加の促進	16
(12)	みんなにやさしいまちづくり	16
(13)	移動しやすい環境の整備	17
(14)	安全な暮らしの確保	17

第4章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	18
2	施策の基本方向	19
3	計画の推進体制	20
4	施策の体系	21

第2編 各論・基本計画 一各施策の取組一

第1章 心かようやさしいまちづくり

1	推進基盤の整備	27
2	福祉の環境づくり	29
3	支える人づくり	31
4	権利擁護の取組み	33

第2章 いきいき暮らすまちづくり

1	相談体制の整備	34
2	福祉サービスの充実	35
3	住宅環境の整備	41

第3章 すこやかに育むまちづくり

1	保健・療育・医療体制の整備	43
2	障がい児・者教育の充実	47

第4章 生きがいあるまちづくり

1	就労の場の確保	50
2	社会参加の促進	52

第5章 安心・安全なまちづくり

1	みんなにやさしいまちづくり	54
2	移動しやすい環境の整備	56
3	安全な暮らしの確保	57

第3編 障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	60
2	障害者自立支援法のポイント	61
3	基本理念	63
4	基本方針	64

第2章 サービスの見込み量とサービス確保のための取組

1	障害者自立支援法の趣旨	65
2	平成26年度の目標設定	66
3	サービスの見込み量とサービス確保のための方策	69

第1編 総論

—計画の基本方向—

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成5年3月「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～平成14年度）を策定、平成7年12月には、「障害者プラン-ノーマライゼーション7か年戦略-」（平成8年度～平成14年度）、次いで「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）及び「重点施策実施5か年計画」を策定しました。

平成15年4月には障がい者施策の一部について「措置制度」に代わり、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入され、平成17年4月には、発達障がい分野において「発達障害者支援法」が施行、平成18年4月には、「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別（身体・知的・精神）により別々であったサービスを利用するための仕組みが一元化されました。

併せて、この法律により、県及び市町村では必要な障がい福祉サービスの確保を図るために、3年間を計画期間とする「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

県においては、「障害者対策に関する埼玉県長期計画」（平成5年度～平成14年度）、「彩の国障害者プラン-バリアフリー社会をめざして-」（平成10年度～平成14年度）、次いで「彩の国障害者プラン21-共に学び共にくらす社会をめざして-」（平成15年度～平成19年度）を策定しています。

さらに、「障害者自立支援法」の施行を受け、平成18年度に「埼玉県障害者支援計画」、次いで「第2期埼玉県障害者支援計画」（平成21年度～平成23年度）を策定しています。

本市においては、旧1市3町がそれぞれ障害者基本法に基づく障害者計画を策定し、障がい者福祉の推進に努めてきました。

その後、障がい者やその家族の高齢化、障がいの重度化・重複化などにより障がい者福祉のニーズも多様化する中、平成17年10月に熊谷市、大里町、妻沼町が合併、平成19年2月に江南町を編入し、平成19年3月、1市3町の障害者計画を見直し一体的な計画として「熊谷市障害者計画」を策定し、

併せて「第1期障害福祉計画」（平成18年度～平成20年度）、次いで「第2期障害福祉計画」（平成21年度～平成23年度）を策定しました。

その後、国では、平成21年12月「障害者権利条約」の締結に必要な国内法の整備を始めとする集中的な改革を目的として「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障がい者施策の推進に関する意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」を発足させ、平成25年8月までに「障害者自立支援法」を廃止し、新たに「(仮)障害者総合福祉法」を制定するとの考えを示した上で、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」を平成22年12月に公布し、平成24年4月（一部は公布日等）から施行することとしました。

さらに、平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を制定、続く8月「障害者基本法」を改正した上で、推進会議総合福祉部会から「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が提出され、国際条約の締結に向けた動きが進みつつあります。

この度の「障がい者計画」の中間期における見直しと「第3期障がい福祉計画」は、本市における現計画の推進状況を明らかにするため計画の前期における諸施策の推進状況を調査し、内容等を精査した上で、法改正等の状況を踏まえ「市民、地域、企業、行政がそれぞれの責任と役割を担い、相互に連携・協働しながら福祉施策の推進を図る。」との基本的な姿勢を継承しつつ、障がいのある人が地域の中でともに生きる「共生社会」の実現を目指すものです。

また、本計画における「障害」「障がい」の表記については、本計画の策定審議会において検討の上、国の改革推進本部においても「障がい」の表記を取り入れていることや近年の状況を踏まえ、固有名詞として「障害」を使用しているものを除き「障がい」と表記することとしました。さらに「障がい者計画」と「障がい福祉計画」は、総合的かつ一体的に推進するものであるとの考え方に立ち、なお一層の推進が図られるよう合冊の形式による計画として策定するものです。

2 法令等の根拠及び計画の性格

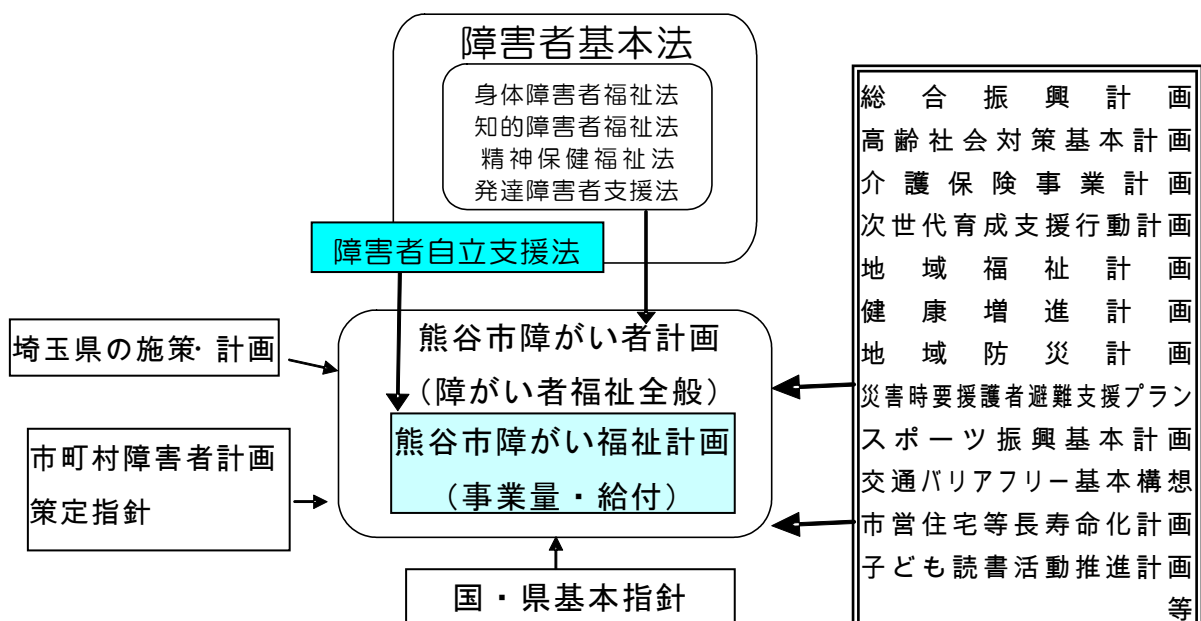
この計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」及び「障害者自立支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」として位置付けられるものです。

「障がい者計画」は、熊谷市の障がい者施策の基本となるものであり、法令並びに国の「障害者基本計画」をはじめとして、埼玉県の「埼玉県障害者支援計画」との関係に留意しつつ、本市の「総合振興計画」、「高齢社会対策基本計画」、「介護保険事業計画」、「健康増進計画」、「次世代育成支援行動計画」等の上位・関連計画との整合を図りながら障がい者福祉全般にわたる計画として策定しました。

また、「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に則して、策定したもので、障がい者福祉サービスの目標見込み量等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

さらに、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するため、3年間の「実施計画」として位置付けます。

○ 障がい者関連計画・指針等との関係図



3 計画期間

本計画は、当初、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 か年計画として策定しているため、この度の中間期の見直しにおける「障がい者計画」の終期は、平成 28 年度までとします。

また、「障がい福祉計画」は、現在の「障害者自立支援法」に基づき、平成 26 年度までとします。

なお、今後制定が予定されている「(仮)障害者総合福祉法」の規定内容や社会情勢の急激な変化等があった場合は、障がい者ニーズに柔軟に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

○ 計画の期間と見直しの時期

(年度)										
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
熊谷市障害者計画 (H19~H28)										
					見直し	熊谷市障がい者計画 (後期)				
第 1 期障害福祉計画										
		見直し	第 2 期障害福祉計画							
					見直し	第 3 期障がい福祉計画				
障害者自立支援法に基づく新体系への移行						H25.8 (仮)障害者総合福祉法				
→						→				

H23.6 障害者虐待防止法の制定

H23.8 障害者基本法の改正

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (H24.4 施行・一部は公布日等の施行)

4 計画の策定体制

(1) 熊谷市障害者計画策定審議会の設置

「熊谷市障がい者計画」及び「熊谷市障がい福祉計画」の策定は、学識経験者、公募による市民、障がい者団体の代表者、医療機関の代表者、関係行政機関の職員、障がい者福祉に関する事業者等 15 人の委員からなる「熊谷市障害者計画策定審議会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) 行政内部の策定体制

行政内部においては、市関係職員による「障害者計画策定推進委員会、同作業部会」を設置し、障害福祉課が中心となって計画を作成、検討しました。

(3) ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、障がい者の現状や意向などを把握するために、市内 13 の障がい者団体等を対象にヒアリング調査を行い、計画づくりに反映させています。

第2章 障がい者の現状

1 人口の推移

(1) 人口の推移

熊谷市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成16年4月においては、205,578人でしたが、平成23年4月では204,363人となり、0.6%減少しています。

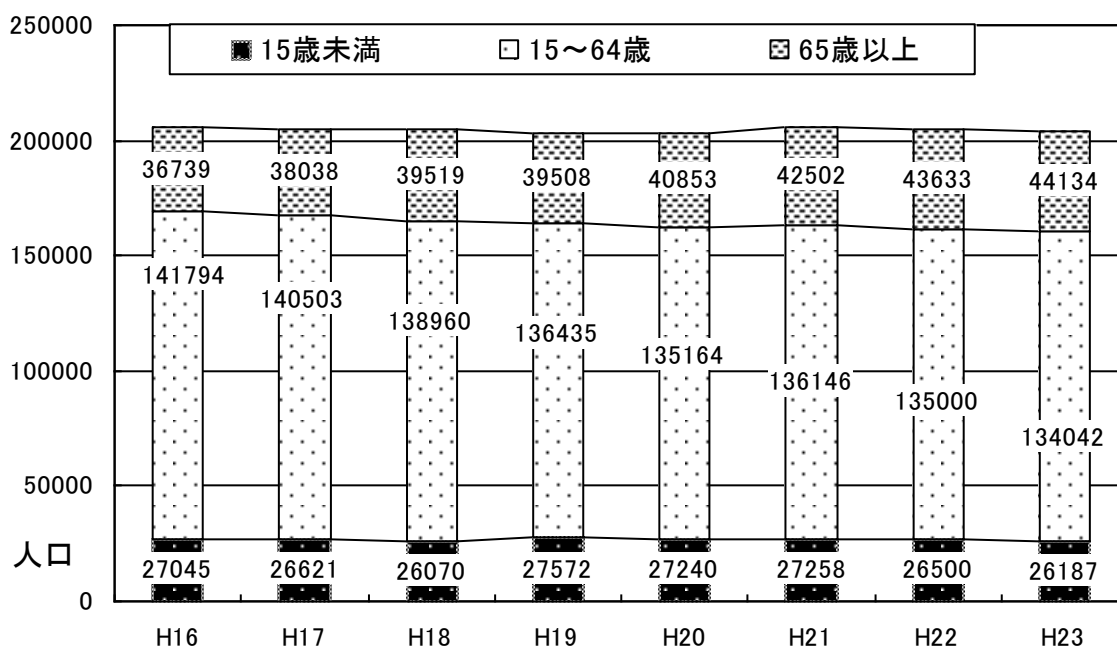
また、年齢三区分別の人口推移をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

○年齢三区分別総人口の推移

	平成16年4月1日	平成23年4月1日	比較増減
年少人口（15歳未満）	27,045人	26,187人	3.2%減
生産年齢人口（15～64歳）	141,794人	134,042人	5.5%減
高齢者人口（65歳以上）	36,739人	44,134人	20.1%増
総数	205,578人	204,363人	0.6%減

資料：住民基本台帳（各年4月現在）

単位：人



2 障がい者の状況

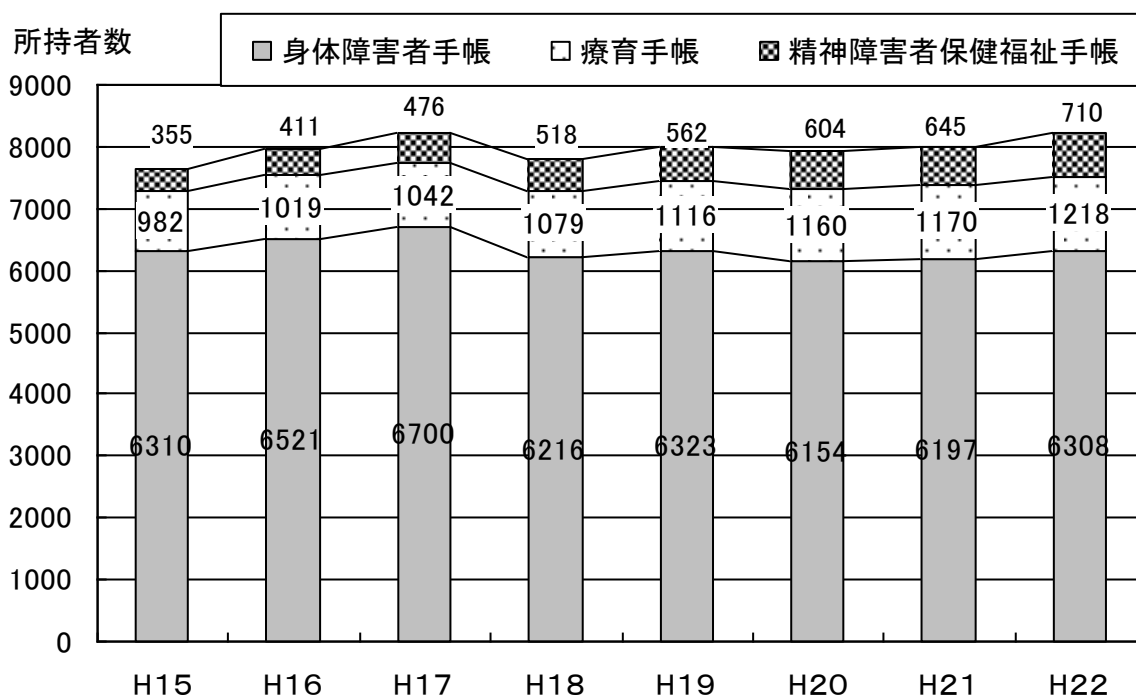
(1) 障害者手帳所持者の推移

熊谷市の障害者手帳所持者の総数は、平成 18 年度にいったん減じましたが、その後、微増の状況です。

特に、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が大きく、平成 15 年度末では 355 人でしたが、平成 22 年度末では 710 人と 2 倍に増えていることに伴い、自立支援医療（精神通院用）受給者数（11 ページ）も大きく増加しています。

○ 障害者手帳所持者の推移

単位：人



資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

埼玉県熊谷保健所（各年度末現在）

(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成 22 年度末現在で、6,308 人となっており、平成 18 年度 6,216 人と比べると 92 人増加し微増の状況です。

また、障がいの程度別では、等級が 1・2 級の重度者の占める割合は、51.5%で、数年 50%台で推移しています。障がい種別では、平成 22 年度の構成比で肢体不自由が 56.7%と最も多く、次に内部障がいが 26.5%となっており、両障がいで全体の 83.2%となっています。

○身体障害者手帳所持者の推移（障がい程度別）

等級構成	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増加率
1 級	人数 (人)	2,024	2,047	2,028	2,020	2,097	1.04 倍
	構成比 (%)	32.6	32.4	33.0	32.6	33.2	
2 級	人数 (人)	1,196	1,198	1,196	1,158	1,152	0.96 倍
	構成比 (%)	19.3	18.9	18.8	18.7	18.3	
3 級	人数 (人)	941	979	955	968	978	1.04 倍
	構成比 (%)	15.1	15.5	15.5	15.6	15.5	
4 級	人数 (人)	1,213	1,264	1,251	1,298	1,328	1.09 倍
	構成比 (%)	19.5	20.0	20.3	20.9	21.1	
5 級	人数 (人)	411	406	378	369	360	0.88 倍
	構成比 (%)	6.6	6.4	6.1	6.0	5.7	
6 級	人数 (人)	431	429	386	384	393	0.92 倍
	構成比 (%)	6.9	6.8	6.3	6.2	6.2	
18 歳 未満	人数 (人)	117	116	111	114	108	1.02 倍
	構成比 (%)	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	
18 歳 以上	人数 (人)	6,099	6,207	6,043	6,083	6,200	1.02 倍
	構成比 (%)	98.1	98.2	98.2	98.2	98.3	
総数	人数 (人)	6,216	6,323	6,154	6,197	6,308	1.01 倍
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

○身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別別）

障がい種別	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増加率
視覚障がい	人数(人)	568	559	516	506	497	0.88倍
	構成比(%)	9.1	8.9	8.4	8.2	7.9	
聴覚・平衡機能障がい	人数(人)	510	508	476	475	484	0.95倍
	構成比(%)	8.2	8.0	7.7	7.7	7.6	
音声・言語・そしゃく機能障がい	人数(人)	73	84	77	80	81	1.11倍
	構成比(%)	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	
肢体不自由	人数(人)	3,512	3,565	3,480	3,523	3574	1.02倍
	構成比(%)	56.5	56.4	56.5	56.8	56.7	
内部障がい	人数(人)	1,553	1,607	1,605	1,613	1672	1.08倍
	構成比(%)	25.0	25.4	26.1	26.0	26.5	
総数	人数(人)	6,216	6,323	6,154	6,197	6,308	1.01倍
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は、平成22年度末現在で1,218人となっており、平成18年度1,079人と比べると139人増加し、1.13倍の増加率となっています。

また、等級が、㉠・Aの重度者が620人で5割以上を占めており、増加率では、軽度のCが1.37倍で最も高くなっています。

○療育手帳所持者の推移（障がい程度別）

等級 構成	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	増加率
㉠	人数（人）	265	272	279	279	282	1.06倍
	構成比（%）	24.6	24.4	24.1	23.8	23.2	
A	人数（人）	321	331	330	325	338	1.05倍
	構成比（%）	29.7	29.7	28.4	27.8	27.7	
B	人数（人）	315	324	345	343	354	1.12倍
	構成比（%）	29.2	29.0	29.7	29.3	29.1	
C	人数（人）	178	189	206	223	244	1.37倍
	構成比（%）	16.5	16.9	17.8	19.1	20.0	
18歳 未満	人数（人）	252	260	274	279	302	1.20倍
	構成比（%）	23.4	23.3	23.6	23.8	24.8	
18歳 以上	人数（人）	827	856	886	891	916	1.11倍
	構成比（%）	76.6	76.7	76.4	76.2	75.2	
総数	人数（人）	1,079	1,116	1,160	1,170	1,218	1.13倍
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 22 年度末現在で、710 人となっており、平成 18 年度 518 人と比べると 192 人増加し、三障がいの中でも一番増加率が高い 1.37 倍となっています。

また、自立支援医療（精神通院用）受給者は平成 22 年度末現在で、1,760 人となっており、平成 18 年度 1,587 人と比べると 173 人増加し、1.11 倍の増加率となっており、手帳所持者、通院医療費公費負担受給者ともに、高い増加率となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（障がい程度別）

等級構成	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増加率
1 級	人数（人）	36	41	45	51	57	1.58 倍
	構成比（%）	6.9	7.3	7.5	7.9	8.0	
2 級	人数（人）	321	348	382	403	452	1.41 倍
	構成比（%）	62.0	61.9	63.2	62.5	63.7	
3 級	人数（人）	161	173	177	191	201	1.25 倍
	構成比（%）	31.1	30.8	29.3	29.6	28.3	
総数	人数（人）	518	562	604	645	710	1.37 倍
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

○自立支援医療（精神通院用）受給者数

単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増加率
人数（人）	1,587	1,568	1,584	1,678	1,760	1.11 倍

※数値は毎年度末。増加率は、平成 18 年度から平成 22 年度の増加率。

※資料は、埼玉県総合リハビリテーションセンター、埼玉県立精神保健福祉センターより

(5) 難病患者の状況

難病患者の認定者数は、平成 22 年度末現在で、1,173 人となっており、平成 18 年度と比べると 210 人増加し、1.22 倍の増加率となっています。

○ 難病患者認定者数の推移

単位：人

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増加率
特定疾患	829	869	909	978	1,033	1.25 倍
小児慢性 特定疾患	134	141	152	148	140	1.04 倍
総数	963	1,010	1,061	1,126	1,173	1.22 倍

※この絵画は、第 7 回（平成 23 年度）
障害者作品展の作品です。



第3章 障がい者施策の課題

障がい者や難病患者の現状と取り組むべき主な課題について、障がい者団体へのヒアリングや市民意識調査の回答等を前期の計画に則して整理すると、次のようになります。

(1) 推進基盤の整備

障がい者団体に行ったヒアリングでは、「健常者を交えて文化、スポーツ大会等で交流を図りたい。」「他の団体との交流の機会を設けて欲しい。」というような意見がありました。

障がいのない市民が障がいについて理解し、地域での日常生活において、障がいがある人もない人も気軽にかかわりあえる関係をつくり、障がい者、地域住民、行政の協働による地域福祉活動の推進を図る必要があります。

また、情報提供手段の拡充を望む声があり、それらの一層の充実を図っていく必要があります。

(2) 福祉の環境づくり

平成23年2月に実施した「市民意識調査」によると、「障がい者が暮らしやすい環境をつくる。」ことが「重要である。」「やや重要である。」と回答した人が、64.5%と高い割合を示しています。

また、平成18年に実施した意識調査の結果では、8割以上の方が、身体障がい者及び知的障がい者については「何かの援助・手助けをしたい。」と回答しています。しかしながら、精神障がい者についてみると、その割合は6割に下がっています。精神障がい者に対する意識は、少なからずこだわりが残っている状況にあり、これを解消していく必要があります。

また、ヒアリングにおいても障がい者への差別禁止を強化して欲しいとの声が上がっています。

障がいがある人への市民の理解を深めるために、障がいのある人も障がいのない人も「幼い時からの学校教育の中での福祉教育・道徳教育の大切さ」を感じており、教育のさらなる充実が重要となります。

(3) 支える人づくり

「市民意識調査」によると、「現在、市民活動に参加している人」は、16.3%となっていますが、「関心はあるが参加していない人」は48.6%となっています。

一方、ヒアリングでは、「ボランティアの募集活動を積極的に行って欲しい。」等の意見をいただき、ボランティアに対する必要性が非常に高くなっていることがわかります。

関心を持っていながら、ボランティア活動に参加していない人の掘り起こしが必要となり、参加しやすい環境づくりや、手話通訳、要約筆記など専門的知識のある人材等、福祉を支える市民の育成に努める必要があります。

(4) 権利擁護の取組み

生活の様々な場面で、意思伝達、判断力が不十分なために、権利を侵害されている場面を多く見かけます。

また、物忘れのある高齢者や障がい者に対する詐欺事件なども頻発しています。そこで、福祉サービスの利用や金銭の管理などに援助が必要な生活弱者に対して、地域福祉権利擁護センターなどの関係機関との連携が不可欠となっています。併せて、「成年後見制度」の理解を深めるため、普及・啓発を推進し、制度の有効活用を進めていく必要があります。

(5) 相談体制の整備

「市民意識調査」においても、隣近所との関係が希薄になっていることがうかがえ、ヒアリングにおいても、情報提供を含めた総合的に相談できる専門機関の設置が望まれています。

本市では、すでに気軽に自分のことを相談できる「障害者相談支援センター」を設置していますが、「障害者虐待防止法」制定の趣旨を踏まえ、「障害者虐待防止センター」の設置を視野に入れつつ、相談・通報体制の強化が必要です。

(6) 福祉サービスの充実

障がい者の福祉サービスに関しては、ヒアリングにおいて、サービスの質の向上・サービス範囲の拡大、基準の見直し、提供体制の充実を含めた基盤整備、手続の簡素化等、数多くの意見をいただいています。

身体・知的・精神の三障がいそれぞれ別の制度体系で実施されてきた支援を障害者自立支援法では、共通の障がい者の福祉サービスのもとで展開していくことや就労支援の強化等大きな改革が行われました。

今後も、サービスが必要な障がい者に対して、適切なサービスが提供されるよう、基盤整備を推進していく必要があります。

(7) 住宅環境の整備

住環境の安定は、安心した暮らしを送る上で、たいへん重要な要素です。「市民意識調査」によると、「人にやさしいユニバーサルデザインのまづくり」が「重要」、「やや重要」と回答した人が31.1%となっています。

公共の住宅の整備や居宅改修においては、障がい者の意見を取り入れるなどすべての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した住宅になるよう心がける必要があります。

(8) 保健・療育・医療体制の整備

少子高齢化が進行する中、障がい者の高齢化も進んでいます。

「市民意識調査」によると、老後に「不安がある。」、「少し不安がある。」とした人は70%に上りました。

不安の多くは、「健康・医療」が76.1%、「生活費」が74.3%と大きな割合を占めています。

また、ヒアリングにおいても、「専門医の情報が欲しい。」、「リハビリ施設が欲しい。」等の意見が寄せられています。

医療費負担に関する経済的支援や保健サービスなど医療の実施体制を充実し、障がいの軽減、自立を促進するためのリハビリテーション医療を、より一層高めていく必要があります。

(9) 障がい児・者教育の充実

前期計画のヒアリングと同様に、今回のヒアリングにおいても、「障がい児は、特別支援学級だけではなく、通常の学級で障がいのない子どもと交流する機会を増やして欲しい。」という意見が寄せられています。

障がい特性を考慮して、障がいの状態や能力、適性などに応じた教育の場や学習の機会を提供し、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性を尊重した教育を展開していくことはもとより、補助員等の充実を図り、通常の学級での交流及び共同学習の推進が必要となります。

(10) 就労の場の確保

障がい者が、地域で自信を持って自立し、安定した生活を送るためには、就労の場の確保は非常に大切となっています。ヒアリングにおいても、「障がい者の雇用促進に力を入れて欲しい。」との声が上がっており、障がいの程度や適性に応じた能力を開発する訓練や、就労のための相談・支援体制を今まで以上に充実させることが必要となり、関係機関、関係企業との連携及びそれぞれの理解が重要となります。

(11) 社会参加の促進

障がい者が、地域の中で生き生きと生活するためには、気軽に参加できるイベントを開催したり、また、参加できる社会的条件を整え、社会参加を促進する必要があります。ヒアリングにおいても、「健常者との交流」を望む声や「参加しやすい環境づくり」が望まれています。

(12) みんなにやさしいまちづくり

本市では、順次、公共施設のバリアフリー化を推進しておりますが、「市民意識調査」の回答やヒアリングによると、「施設等のトイレを障がい者に配慮したものにして欲しい。」、「車いすを想定した設計にして欲しい。」等の意見が上げられており、今後、なお一層の推進が望まれています。

また、「バリアフリーは、障がい者だけでなくすべての人のことを考えて行って欲しい。」という意見もあり、すべての人にやさしいまちづくりを進め、安心して生活できるまちをつくるために、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進する必要があります。

(13) 移動しやすい環境の整備

多くの移動手段が与えられることは、障がい者にとって行動範囲が拡大し、文化芸術に触れる機会やスポーツに参加する機会等が増え、社会参加の促進につながっていきます。

「ノンステップバスの充実」など、障がい者のみならず、生活の幅を広げることにより心豊かな生活を送ることを望む意見が寄せられています。

また、交通機関を利用しやすくすることや、移動手段の助成を充実・継続していく必要があります。

(14) 安全な暮らしの確保

平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」は、障がい者のみならず多くの人が不安と恐怖を体験しました。

また、ヒアリングにおいても防災に関する多くの意見が寄せられ、要援護者の把握と支援の重要性が高まっています。

具体的な意見としては、情報提供の手段の拡充、避難所内のバリアフリー化、医療ケアの充実などが上げられ、自治会や地域の自主防災組織を巻き込んだきめ細かな対策が望まれています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「障がいのある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに、自分の生き方を主体的に選択し、住み慣れた地域の中でともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。」との考え方は、前期・後期の計画を通じての一貫した考え方です。

個人の自立を基本として、家庭はもちろんのこと、地域コミュニティ及びNPO、企業などとの連携により、住み慣れた地域で暮らし続けるという考え方に立ち、福祉サービス提供主体の優良なサービスを活用しつつ、地域住民がお互いに支え合い、力を合わせて暮らす地域社会をつくりあげていくことを目指し、引き続き「**ともに生き、ともに暮らせるまちづくり**」を基本理念に掲げます。

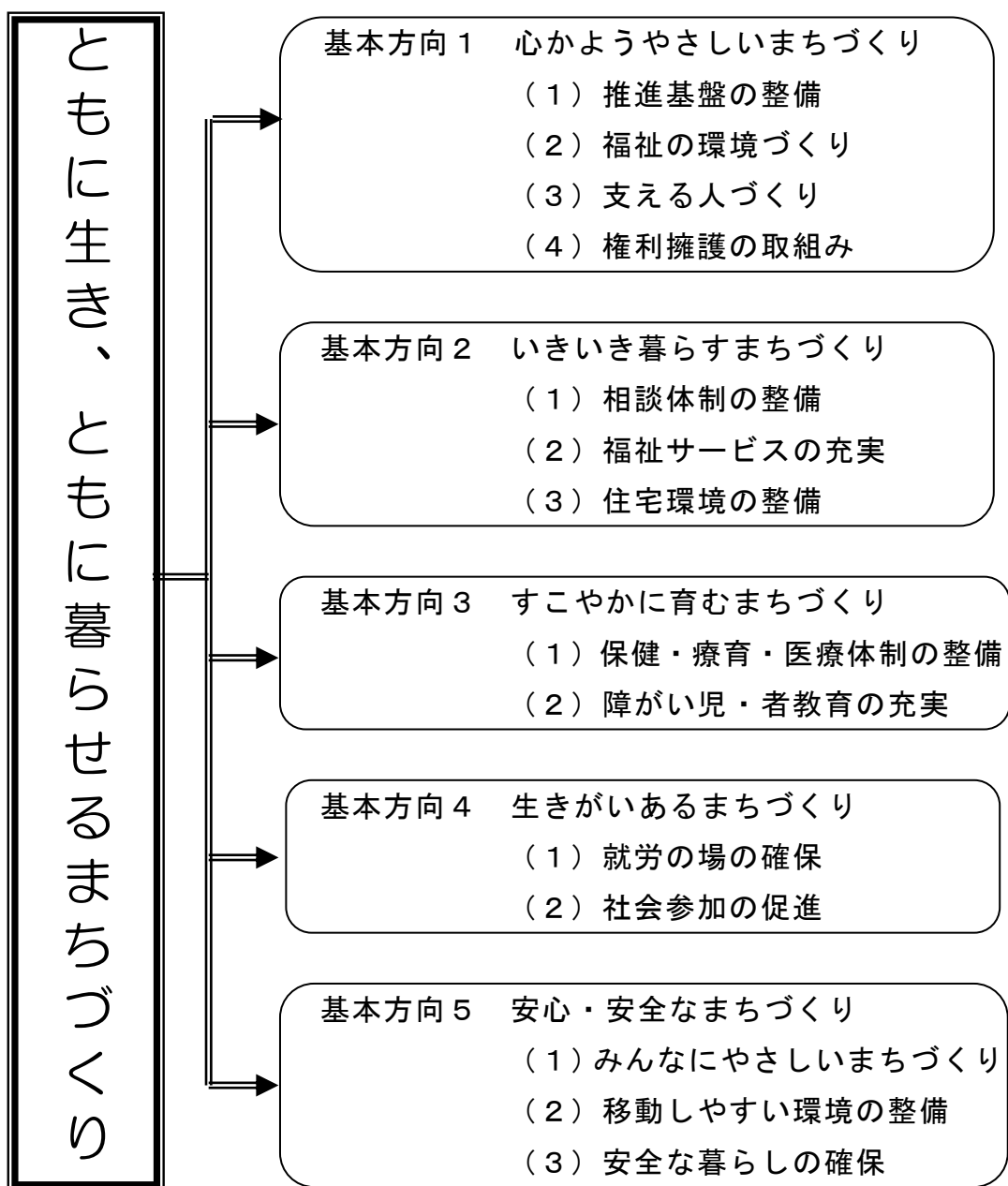
基本理念

ともに生き、ともに暮らせるまちづくり

2 施策の基本方向

熊谷市では、「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」（地域社会づくり）を実現するため、引き続き5つの基本方向に沿って推進します。

- 心かようやさしいまちづくり
- いきいき暮らすまちづくり
- すこやかに育むまちづくり
- 生きがいあるまちづくり
- 安心・安全なまちづくり



3 計画の推進体制

(1) 計画の推進

計画の推進にあたっては、「障害者計画策定推進委員会、同作業部会」を中心に、関係各課（所・室）を横断的に連携する体制を継続し、進捗状況調査を行うなど、効率的な事務執行を推進します。

また、実施計画としての性格を持つ「障がい福祉計画」のサービス見込み量の目標達成状況などと整合性を図ります。

(2) 計画の連携

この計画の実施にあたり、行政及び社会福祉法人をはじめとする市内外の関連施設・機関がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む体制を推進します。

「協働」を基本に、個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を進め、地域社会を構成する市民及び市民団体、事業者、障がい者関係団体、行政の連携のもと、計画的に施策を推進します。

また、法制度の改正など、国・県の動向を的確に把握し、地方分権社会に対応できるよう努めます。

4 施策の体系

- 心かようやさしいまちづくり
- すこやかに育むまちづくり
- 安心・安全なまちづくり
- いきいき暮らすまちづくり
- いきがいあるまちづくり

5つの基本方向に沿って、個別の施策を位置付け、

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」（地域社会づくり）を総合的に進めていきます。

※ 以下は第2編の各論における各施策を体系付けたものです。

1 心かようやさしいまちづくり

1 推進基盤の整備

1. 障がい者と地域住民との交流の推進

(1) 障がい者と地域住民との交流の推進

2. 交流拠点づくり

(2) 障がい者の交流の拠点づくり

3. 情報提供体制の確立

(3) 障がい者向けの効果的な情報システムの検討

(4) インターネットによる情報提供

4. 行政の推進体制の確立

(5) 庁内各課連携体制の確立

(6) 関係機関との連携体制の確立

(7) 広域行政の促進

(8) 個人情報保護への配慮

2 福祉の環境づくり

1. 理解と交流の促進

(9) 広報活動の充実

(10) 交流環境の充実

(11) 障害者週間における啓発

(12) 知的障がい者への理解の推進

(13) 精神障がい者への理解の推進

2. 福祉教育の充実

(14) 福祉教育の充実

3 支える人づくり

1. 人材の育成・確保

- (15) 専門的人材の育成・確保
- (16) 市職員研修の充実

2. 市民活動の支援

- (17) ボランティア講座の充実
- (18) 市民活動情報の提供

4 権利擁護の取組

1. 権利擁護の推進

- (19) 権利擁護事業の普及
- (20) 成年後見制度の普及 [再掲 (39)]

2 いきいき暮らすまちづくり

1 相談体制の整備

1. 相談体制の整備

- (21) 障害者相談支援センターの充実
- (22) 基幹相談支援センターの設置

2 福祉サービスの充実

1. 日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス）

- (23) 居宅介護（ホームヘルプ）
- (24) 重度訪問介護
- (25) 行動援護
- (26) 同行援護
- (27) 重度障害者等包括支援
- (28) 児童デイサービス
- (29) 療養介護
- (30) 生活介護
- (31) 短期入所（ショートステイ）
- (32) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- (33) 就労移行支援 [再掲 (94)]
- (34) 就労継続支援（A型＝雇用型・B型） [再掲 (95)]



2. 住まいの場の確保（居住系サービス）

- (35) 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

- (36) 共同生活介護（ケアホーム）
- (37) 共同生活援助（グループホーム）

3. 地域生活支援の充実（地域生活支援事業）

- (38) 相談支援事業
- (39) 成年後見制度の普及〔再掲（20）〕
- (40) コミュニケーション支援事業
- (41) 日常生活用具給付等事業
- (42) 移動支援事業〔再掲（114）〕
- (43) 地域活動支援センター事業
- (44) 福祉ホーム事業
- (45) 訪問入浴サービス事業
- (46) 知的障がい者職親委託制度
- (47) 日中一時支援事業
- (48) 芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）〔再掲（105）〕
- (49) 点字・声の広報等発行事業
- (50) 奉仕員養成研修事業
- (51) 自動車運転免許取得・改造助成事業

4. 補装具の援助

- (52) 補装具の援助

5. 各種福祉サービスの支援

- (53) 障がい児・者生活サポート事業の推進〔再掲（115）〕
- (54) 配食サービス事業の推進
- (55) 生活ホーム事業の支援
- (56) 外出支援マップの作成
- (57) 緊急時通報システムの整備
- (58) 難病患者への支援
- (59) 障がい者の店への支援

6. 財政援助

- (60) 自動車利用のための費用の助成
- (61) 各種軽減制度の周知
- (62) 年金・手当制度の周知

3 住宅環境の整備

1. 住宅環境の整備

- (63) 重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進
- (64) 高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進

(65) 障がい者に配慮した市営住宅の整備

(66) 民間住宅などの整備支援

3 すこやかに育むまちづくり

1 保健・療育・医療体制の整備

1. 健康診査の充実

(67) 乳幼児健康診査の充実

(68) がんや生活習慣病の早期発見・早期治療

2. 地域療育体制の整備

(69) 乳幼児の療育相談体制の充実

(70) 障がい児の療育相談の充実

(71) 機能訓練・保育の充実

(72) 「あかしあ育成園」の施設整備の充実

(73) 障がい児保育の充実

(74) 障がい児・者地域療育等支援事業の検討

(75) 発達障がい児・者の支援

3. 機能訓練対策の推進

(76) 機能訓練の充実

4. 医療環境の充実

(77) 地域ケア体制の整備

(78) 障がい者医療体制の充実

(79) 在宅医療体制の充実

(80) 自立支援医療の促進

(81) 重度心身障害者医療費助成制度の推進

5. 精神保健活動の推進

(82) 精神障がい者の地域移行・定着の推進

2 障がい児（者）教育の充実

1. 就学前教育の充実

(83) 幼稚園における障がい児の受け入れの促進

2. 学校教育の充実

(84) 就学・教育相談の充実

(85) 特別支援教育の充実

(86) 交流及び共同学習の推進

- (87) 通級による指導の充実
- (88) 学童保育の充実
- (89) 学校施設のバリアフリー化の推進

3. 社会教育の充実

- (90) 図書館サービスの充実
- (91) 生涯学習講座の充実

4 生きがいあるまちづくり

1 就労の場の確保

1. 一般就労の支援

- (92) 雇用の場の拡大
- (93) 就労支援施策の推進
- (94) 就労移行支援 [再掲 (33)]
- (95) 就労継続支援 (A型・B型) [再掲 (34)]

2. 障がい者雇用の促進

- (96) 市職員採用の推進
- (97) 市内企業への雇用促進及び啓発

2 社会参加の促進

1. 社会参加への支援

- (98) 障がい者の社会参加への支援
- (99) 交流ふれあい活動の推進
- (100) 障がい者に配慮した選挙の実施

2. 文化・スポーツ活動への支援

- (101) 市主催のイベントにおける障がい者参加の促進
- (102) スポーツ大会の支援
- (103) 障がい者スポーツの推進
- (104) 障がい者の文化活動支援
- (105) 芸術・文化講座開催等事業 (障がい者作品展) [再掲 (48)]



5 安心・安全なまちづくり

1 みんなにやさしいまちづくり

1. 生活空間の整備

- (106) 住みやすいまちづくりの総合的推進

- (107) 歩道の整備
- (108) 交通環境の整備
- (109) バリアフリーの商店街づくりの推進

2. 公共建築物の整備

- (110) 公共施設のバリアフリー化の推進
- (111) 交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進

2 移動しやすい環境の整備

1. 交通機関の利用促進

- (112) 人にやさしいバスの整備要請

2. 移動手段・外出支援の充実

- (113) 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援
- (114) 移動支援事業の推進 [再掲 (42)]
- (115) 障がい児・者生活サポート事業の推進 [再掲 (53)]
- (116) 福祉有償運送の推進

3 安全な暮らしの確保

1. 地域の防災対策の推進

- (117) 災害時要援護者避難支援プランの充実
- (118) 防災知識の普及・啓発
- (119) 災害情報伝達体制の整備
- (120) 障がい者に配慮した防災基盤の整備
- (121) 障がい者に対する医療対策
- (122) 障がい者への情報提供、相談支援

2. 施設の防災対策の推進

- (123) 防災計画の策定
- (124) 防災教育・防災訓練の実施
- (125) 施設・設備の整備・充実
- (126) 社会福祉施設と地域の連携
- (127) 被災した在宅障がい者の受入体制の整備

3. 安心して生活できる環境づくり

- (128) 交通安全知識の普及・啓発
- (129) 防犯知識の普及・啓発
- (130) 防犯と安全対策の充実

第2編 各論・基本計画

—各施策の取組—

第1章 心かようやさしいまちづくり

1 推進基盤の整備

<現状と課題>

障がい者が、地域の中で安心して自立した生活を送るためには、障がい者のニーズに合った障がい者施策の展開、地域福祉環境の整備が必要です。

そのため、障がい者計画の策定にあたっては、障がい者の要望を計画に反映できるよう、障がい者団体に対するヒアリングを行いました。

また、地域福祉の推進のためには、地域住民の協力が必要不可欠です。地域での日常生活の中において、障がいがある人もない人も気軽にかかわりあえる関係をつくり、障がい者、地域住民、行政の協働によって地域福祉活動の推進を図る必要があります。

<各施策の取組>

1. 障がい者と地域住民との交流の推進

(1) 障がい者と地域住民との交流の推進

障がい者と地域住民との交流を図るための活動を支援し、交流の機会づくりを促進します。

2. 交流拠点づくり

(2) 障がい者の交流の拠点づくり

すべての市民が協力し合って、暮らしやすい地域社会をつくっていくためには、多様な交流から生まれる情報の共有が必要なため、地域と障がい者の交流の機会となる拠点づくりについて検討します。

3. 情報提供体制の確立

(3) 障がい者向けの効果的な情報システムの検討

現在、障がい者への公的サービスをまとめた『明日へのはばたき』（障がい者のしおり）を作成し、新たな障害者手帳取得者に配付しています。

また、視覚障がい者向けに点字と音声による『市報くまがや』、『市議会だより』や、聴覚障がい者に向けて、防災行政無線の内容や市からのお知らせをメールでお知らせするメール配信サービス「メルくま」で情報提供しています。

市ホームページでは、視覚障がい者が利用する音声読み上げツールに対応できるようウェブアクセシビリティに配慮したページ作りに努めます。

文字による情報入手が難しい障がい者には、必要なことをどのようなシステムで伝えるのが最良か、各種メディアの効果的な情報システムなどについて、障がい者とともに研究・検討し、順次取り入れていきます。

(4) インターネットによる情報提供

本市のホームページに、『明日へのはばたき』（障がい者のしおり）をはじめとして障がい福祉サービス等をわかりやすく掲載します。

また、よくある質問FAQを活用するなど障がい者に必要と思われる情報を随時掲載していきます。

4. 行政の推進体制の確立

(5) 市内各課連携体制の確立

市が行う施策や事業に福祉的視点を取り入れ、業務を効率よく遂行できるように、市内関係課の連携体制の確立を図ります。

(6) 関係機関との連携体制の確立

本計画の総合的な推進を図るため、国や県をはじめとして、保健・医療・福祉において近隣市町や関係機関との連携を図ります。

(7) 広域行政の促進

埼玉県では、広域的な障がい福祉サービス等の必要量を見込むため、「第2期埼玉県障害者支援計画」で、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定しており、障がい者に対応した設備や専門的な知識、経験等が

必要な施設等については、広域的なバランスに配慮して検討されます。

本市は北部圏域に位置づけられ、県、関係市町と連携し、各施策の促進を図ります。

(8) 個人情報保護への配慮

本市は、個人情報保護条例を定め個人情報の保護について慎重に配慮して業務を行っています。今後も、関係法令に従った適切な取扱いに努めます。

2 福祉の環境づくり

<現状と課題>

障がい者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、障がいのある人もない人もお互いを尊重し合い、差別のない地域をつくることが重要です。これまでも「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、福祉の環境づくりに努めてきましたが、いまだに、障がいや障がい者に対する偏見や誤解がみられます。なお一層障がい者の社会参加を推進していくためには、地域全体で障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが重要となります。

<各施策の取組>

1. 理解と交流の促進

(9) 広報活動の充実

市民へ理解と交流の促進を図るため、『市報くまがや』や『熊谷市ホームページ』をわかりやすく構成し、障がい者のみならず読みやすい紙面づくりに努め、広報活動の充実を図ります。

(10) 交流環境の充実

市民一人ひとりが自然に障がい者と交流し、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるよう、今後も、集会施設のバリアフリー化等を支援し、障がい者との交流環境の充実を図ります。

(11) 障害者週間における啓発

「障害者基本法」において、毎年12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高め、同時に国民の障がい者に対する理解を深めるための運動を展開しています。

今後も、この「障害者週間」を中心に、市民の福祉意識の啓発と正しい知識の普及に関する事業を実施していきます。

(12) 知的障がい者への理解の推進

知的障がい者は、本人も家族も社会の中で、偏った見方をされることがありますが、今後も、知的障がい者や家族のこのような思いが解消されるよう、地域社会において、知的障がい者への理解を深めるための施策を推進します。

(13) 精神障がい者への理解の推進

精神障がいに対する偏見や誤解が社会の中に根強く、差別意識を生んでいます。

こういった状況の中で、精神科病院入院患者の約3割は地域の受け入れ環境などが整えば地域で暮らせるといわれています。地域でともに暮らしていくためには、こころの健康相談を充実させるなど必要に応じ保健所等と連携しながら、精神障がい者への理解を深めるための施策を推進します。

2. 福祉教育の充実

(14) 福祉教育の充実

障がいのある人への理解を深めるためには、「学校での福祉教育の充実」が必要です。今後も幼稚園、保育所、学校教育を通じて、ボランティア・福祉教育を進め、幼少期から社会福祉への関心を持ち共に生きていこうとする心と態度を身に付けられるよう、障がい者施設の訪問や、車いすの体験乗車などを通して、命の尊厳や障がい者への思いやりの心を子どもたちに学ばせるなど、福祉教育を充実するよう働きかけていきます。

また、社会福祉協議会では、市内の各小学校、中学校、高等学校、民間保育所、公立保育所を福祉協力校に指定し、福祉の心を育む支援を継続します。

3 支える人づくり

<現状と課題>

障がい者の生活を支援していくためには、それを支える人材の育成や確保が必要となります。本市では、地域の福祉のニーズにあったボランティアの育成、確保に努めてきましたが、量的な面でも、質的な面でもまだまだ十分とは言い難い状況にあります。

今後も、ボランティア拠点である社会福祉協議会と連携を図り、より身近なところで活動する市民ボランティアの育成や手話通訳、要約筆記など専門的知識のある人材等、福祉を支える市民の育成に努める必要があります。

<各施策の取組>

1. 人材の育成・確保

(15) 専門的人材の育成・確保

福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育成し、確保していくことが欠かせません。手話講習会などの開催に取り組み、手話通訳者、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員など、専門的人材の確保と資質向上に努めます。

(16) 市職員研修の充実

聴覚障がいのある市民の立場を理解し、安心して意思の疎通ができるように、市職員の手話研修を実施しています。

今後も、福祉の心を持ったハートフルな職員を育成するため、研修の充実を図ります。

2. 市民活動の支援

(17) ボランティア講座の充実

社会福祉協議会のボランティアセンターでは、さまざまなボランティア講座を行っています。ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性が期待され、講座には、社会貢献活動に興味を持って

いる市民の参加が見込まれます。

今後、ボランティア講座や市民活動講座の開催を通じて、市民活動への積極的な参加を支援します。

(18) 市民活動情報の提供

社会福祉協議会や市内各小中学校・高校・大学、その他民間のボランティア団体などでボランティア活動を行っていますが、ボランティアを依頼するとき、また、ボランティア活動に参加するときなど、より多くの情報が求められます。

今後、社会福祉協議会と連携を図りながら市民活動支援センターを活用し、ソフト事業充実による市民活動情報の提供に努めます。



4 権利擁護の取組み

<現状と課題>

意思伝達、判断力が不十分な物忘れのある高齢者や障がい者にとっては、生活の様々な場面で権利を侵害されたり、福祉サービスの利用や金銭の管理などに援助が必要な場合があります。

安心した生活が送れるよう、権利擁護の取組が必要です。

<各施策の取組>

1. 権利擁護の推進

(19) 権利擁護事業の普及

知的障がい者や精神障がい者、物忘れのある高齢者など、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等を行う安心サポートネット事業の実施主体である社会福祉協議会と連携し、事業の普及・促進を図ります。

(20) 成年後見制度の普及〔再掲（39）〕

知的障がい者や精神障がい者などの判断能力が十分でない人を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図ります。

また、相談体制の整備など、制度の利用を促進するための体制を整備します。

第2章 いきいき暮らすまちづくり

1 相談体制の整備

<現状と課題>

障がい者やその家族は、様々な心配事がかかえています。現状では、障害福祉課、障害者相談支援センター、保健センター、福祉施設、保健所などの機関や障害者相談員、民生委員・児童委員などがそれぞれの相談に応じています。

障がい者の相談も多岐にわたり複雑になっていることから、今後は、専門的な相談員の育成や、障がい者による障がい者の相談体制（ピア・カウンセラー）の配置も含めた、より身近なところでの相談が出来る体制の確保が必要となります。また、障害者虐待防止センター及び基幹相談支援センターの設置も急がれています。

<各施策の取組>

1. 相談体制の整備

(21) 障害者相談支援センターの充実

現在、障がいのある人が、様々な心配事を相談できる障害者相談支援センターを民間の活力を導入して設置し、様々な相談に対応するとともに、障がい者による障がい者の相談体制（ピア・カウンセリング）を取り入れ充実させていきます。

また、障害者虐待防止法の施行を受けて「障害者虐待防止センター」の設置が義務づけられたことにより一層の相談体制の充実を図ります。

(22) 基幹相談支援センターの設置

障がい者のもつ様々な問題や相談に対応するため、各事業者等の相談支援機関の統括と総合的な対応を図る基幹相談支援センターの設置に努めます。

2 福祉サービスの充実

<現状と課題>

身体・知的・精神障がいそれぞれ別の制度体系で実施されてきた障がいの福祉サービス等の支援は、障害者自立支援法の施行により、三障がい共通のもとで展開することや就労支援を強化することなどの改革が行なわれました。

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、障がいのニーズに対応した日中活動系、訪問系、居住系サービス等が提供できるよう、計画的なサービス提供体制の整備を進め、福祉サービスの充実に図ります。

<各施策の取組>

1. 日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス）

(23) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(24) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(25) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(26) 同行援護（平成 23 年 10 月から）

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。

(27) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(28) 児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

(29) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

(30) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(31) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(32) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(33) 就労移行支援 [再掲 (94)]

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(34) 就労継続支援（A型＝雇成型・B型） [再掲 (95)]

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2. 住まいの場の確保（居住系サービス）

(35) 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(36) 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

また、平成 23 年 10 月から入居者の家賃補助制度が創設されました。

(37) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、平成 23 年 10 月から入居者の家賃補助制度が創設されました。

3. 地域生活支援の充実（地域生活支援事業）

(38) 相談支援事業

障がい者の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。

また、既に設置されている地域自立支援協議会を運営し、問題事例の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

(39) 成年後見制度の普及〔再掲（20）〕

知的障がい者や精神障がい者などの判断能力が十分でない人を保護（財産管理や身上監護）するため、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の普及を図ります。また、相談体制の整備など、制度の利用を促進するための体制を整備します。

(40) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と支障がない人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。

(41) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

(42) 移動支援事業 [再掲 (114)]

屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を実現するための外出について支援を行います。

(43) 地域活動支援センター事業

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

(44) 福祉ホーム事業

住居を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

(45) 訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な身体障がい者の居宅に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。

(46) 知的障がい者職親委託制度

知的障がい者の更生援護に理解を有する事業経営者等が、一定期間知的障がい者を預かり、生活指導や技能習得訓練等を行います。

(47) 日中一時支援事業

日中、障がい児（者）を障がい福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労や休息を支援します。

(48) 芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展） [再掲 (105)]

障がい者の芸術・文化活動を振興するため、障がい者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設け、生きがいつくりと健常者の障がいのある人に対する関心と理解を深まるための環境の整備や必要な支援を行います。

(49) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳等わかりやすい方法により県・市等の広報、障がい者が地域生活を送るうえで必要度の高い情報等を定期的に提供します。

(50) 奉仕員養成研修事業

手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。

(51) 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者が就労等に伴い、自動車運転免許を取得及び自動車改造する場合に費用の一部を助成します。

4. 補装具の援助

(52) 補装具の援助

障がい者の暮らしを容易にするために、必要な補装具費の支給を行います。

5. 各種福祉サービスの支援

(53) 障がい児・者生活サポート事業の推進〔再掲（115）〕

障がい児・者の家族等の介護負担の軽減と生活を支援するため、一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。障がい児・者の実情を考慮し、サービスの推進を図ります。

(54) 配食サービス事業の推進

自分で昼食の支度をすることが困難で、同居の親族などからも食事の提供が受けられない重度心身障がい者に、サービスを提供するとともに、日常の安否を確認します。

(55) 生活ホーム事業の支援

家庭環境や住宅事情などによって、自立した生活が困難な身体及び知的障がい者に、地域での自立生活を支援するため、生活の場を提供し、生活

面での指導や援助を行います。

(56) 外出支援マップの作成

障がいのある人が安心して外出できるよう、駐車場の状況やトイレなどの所在をわかりやすく示した外出支援マップの作成に努めます。

(57) 緊急時通報システムの整備

ひとり暮らしで重度の身体障がい者への緊急通報装置の設置に努めます。

(58) 難病患者への支援

埼玉県発行の「特定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受給者証」及び「指定疾患医療受給者証」を有し、治療を受けている人に対して見舞金を支給し、福祉の増進を図ります。

(59) 障がい者の店への支援

障がい者が作ったパンや農作物等を、市役所ロビーにおいて販売する福祉の店の開催を引き続き支援し、市民と障がい者の交流の場を広げます。

6. 財政援助

(60) 自動車利用のための費用の助成

重度の身体障がい者及び知的障がい者に、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の助成を行います。

(61) 各種軽減制度の周知

障害者手帳の種類や程度に応じ、JR・私鉄・有料道路及びタクシー運賃などの割引や、税金の控除、NHK受信料の免除、点字郵便物などの無料扱い、「ゆうゆうバス」の利用料免除など様々な割引制度があり、今後も周知の徹底を図ります。

(62) 年金・手当制度の周知

障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当及び在宅重度心身障害者手当など、公的年金及び手当制度について周知の徹底を図ります。

3 住宅環境の整備

<現状と課題>

障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、また、介護者の負担を軽減できるよう、障がいのある人の日常生活に適する住居を整備・促進する必要があります。

<各施策の取組>

1. 住宅環境の整備促進

(63) 重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進

下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを有する障害等級3級以上の人を対象に、居宅改造の資金を補助します。

(64) 高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進

高齢者と障がい者を対象に、居住する住宅の整備について、資金の貸付を行います。

(65) 障がい者に配慮した市営住宅の整備

本市には現在、6団地829戸の市営住宅がありますが、その多くが昭和40年代から50年代に建築されたもので、これらの住宅を長期的に使用して、ライフサイクルコストを縮減するため、平成23年2月に「熊谷市営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

この計画の中で、福祉対応型事業として住戸内及び共用部分において手すりの設置を進めることにしています。

また、今後の事業実施においても、福祉対応型事業を計画し、障がい者や高齢者に配慮した住宅の整備を図ります。

(66) 民間住宅などの整備支援

障がい者が、暮らしやすい民間住宅の整備を促進するため、身体障がい者や高齢者に配慮した住宅建設・改造について相談できる体制づくりを検討していきます。



※この絵画は、第7回（平成23年度）
障害者作品展の作品です。

第3章 すこやかに育むまちづくり

1 保健・療育・医療体制の整備

<現状と課題>

障がいは、発生予防から始まり、同時に早期発見・早期治療が求められています。障がい者がすこやかに安心して暮らしていくために、保健サービスや医療の実施体制を充実し、障がいの軽減、自立を促進するためのリハビリテーション医療をより一層高めていく必要があります。

また、精神障がい者に対しては、障がいに対する正しい理解の普及を図るとともに、精神障がい者の社会参加の促進を図る必要があります。

<各施策の取組>

1. 健康診査の充実

(67) 乳幼児健康診査の充実

乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期治療や健やかな育成を図ることを目的に、乳幼児健康診査を実施しています。

また、発達障がいと疑われる幼児の早期発見に努め、臨床心理士や言語聴覚士等の専門家による助言を行うとともに、専門医を紹介する等の適切な支援を行います。

(68) がんや生活習慣病の早期発見・早期治療

生活習慣病予防の普及啓発を図るとともに、各種検診、健康相談等の保健サービスの充実を図り、市民の健康づくりを推進します。また、保健・医療・福祉と連携を図り療養・健康管理について助言し、障がいの発生予防に努めます。

2. 地域療育体制の整備

(69) 乳幼児の療育相談体制の充実

障がいにより療育が必要な乳幼児を持つ保護者に対して、訪問や面接等により適切な療育の場を紹介する等の療育相談の充実を図ります。

(70) 障がい児の療育相談の充実

「あかしあ育成園」において、障がい児や発達に遅れのある児童、また疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の保護者に対して、療育相談や障がい児の親が抱えているさまざまな悩みの専門相談を行っています。今後も母子健康センターや保育所等、関係部署との連携を図り、さらに事業を充実させていきます。

(71) 機能訓練・保育の充実

「あかしあ育成園」において、0～6歳までの心身障がい児や発達に遅れのある児童に対し、理学療法士による機能訓練を行っています。

また、併せて保護者にも訓練の方法、子どもへの対処の仕方を指導するなど、さまざまな保育を通して、障がいのある子どもたちの日常生活能力の向上や集団生活への適応の指導を行っています。

(72) 「あかしあ育成園」の施設整備の充実

心身障害児通園施設として、「あかしあ育成園」の施設整備と機能整備の充実を図ります。

(73) 障がい児保育の充実

市内すべての公立・民間保育所で、集団保育が可能な障がい児を受け入れる統合保育を実施しています。今後も関係機関と連携を図りながら、児童一人ひとりに応じた保育が展開できるよう努めます。

(74) 障がい児(者)地域療育等支援事業の検討

在宅の心身障がい児・者、知的障がい者の地域における生活を支えるため、障がい児・者施設のもつ機能を生かし、療育指導や相談とともに各種福祉サービスの提供の援助、調整などを行う地域療育等支援事業の推進について検討していきます。

(75) 発達障がい児（者）の支援

児童のLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいの早期発見、早期の発達支援、保育、教育及び放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用、発達障がい児（者）の生活支援などに努めます。

3. 機能訓練対策の推進

(76) 機能訓練の充実

介護保険制度の改正により、機能訓練は地域支援事業として取り組んでいます。地域支援事業との連携を図り、生活機能低下・生活環境上の問題等の改善に努め、自立支援を推進していきます。

また、医療機関、介護保険施設や県の「総合リハビリテーションセンター」を始め、高度なリハビリテーションを行う専門機関と連携し、障がいの軽減や二次的障がいの予防に努めます。

4. 医療環境の充実

(77) 地域ケア体制の整備

障がい者や介護者が生活しやすいよう、大里地域自立支援協議会において事業所連絡会を設置し、連携を深め地域のケア体制の整備充実を図ります。

(78) 障がい者医療体制の充実

どこの医療機関にかかっても最も適した医療が受けられるよう、障がい者医療体制の充実を図り、「かかりつけ医」の確保の必要性や「病診連携システム」について周知していきます。

「病診連携システム」は、普段は身近な「かかりつけ医」の治療を受け、さらに高度な検査や治療を必要とする場合は、そこから専門的医療機関を紹介してもらい、専門的医療機関の治療後、再び身近な医療機関で相談・治療・リハビリテーションなどが受けられる、医療機関連携の制度です。障がい者が、こうした包括的医療サービスを受けられるよう、関係機関に働きかけていきます。

(79) 在宅医療体制の充実

訪問看護事業所の協力を得ながら、在宅医療体制の充実を図ります。
また、歯科医師会の実施する歯科訪問診療事業を支援します。

(80) 自立支援医療の促進

自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成され、自立支援医療として障害者自立支援法にその法的根拠が集約されています。

引き続き、自立支援給付における自立支援医療の周知に力を入れ、その円滑な利用を促進していきます。

(81) 重度心身障害者医療費助成制度の推進

重度の心身障がい者が病院などで診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費負担の一部負担額（自己負担分）を助成し、重度障がい者の福祉の増進を図ります。

5. 精神保健活動の推進

(82) 精神障がい者の地域移行・定着の推進

精神障がい者の地域移行・定着を進めるため、精神障がいについての正しい理解の普及啓発を行います。

また、家族や医療機関、相談支援事業所等と連携し、社会資源等を有効活用しながら地域で暮らせるよう支援します。



2 障がい児・者教育の充実

<現状と課題>

障がいのある子どもの教育については、障がいの特性を把握し、状態や適性などに応じた教育の場や学習の機会を提供するとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性を尊重した教育を展開していく必要があります。

また、学童保育など放課後の居場所づくりを含めた児童・生徒の放課後対策の充実や学校等の施設においては、バリアフリー化の推進、学習環境の整備等充実を図る必要があります。

特別支援学校と連携を図り、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室による指導などを通して、一人ひとりの実態に応じて、さまざまな工夫と配慮のもとに、きめ細やかな指導を進めています。

また、幼稚園や小・中学校の通常の学級などに在籍している幼児・児童・生徒においても、一人ひとりの実態に応じた適切な支援と指導に努めています。

今後も障がいのある子どもの理解を図る教育活動をより一層進めるとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育活動を進め、特別支援教育の充実を図り、教育環境についても整備を推進していきます。

<各施策の取組>

1. 就学前教育の充実

(83) 幼稚園における障がい児の受け入れの促進

障がいのある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人とかかわりを広げることも大切です。今後も、障がい児の受け入れを促進するために、学習環境の整備を図っていきます。



2. 学校教育の充実

(84) 就学・教育相談の充実

就学相談や教育相談において、障がいのある幼児・児童・生徒の障がいの特性を的確に把握し、保護者に情報提供をするとともに、指導・助言をしています。

今後も、早期から相談に応じ、その子に適した教育が受けられるよう就学相談など活動の充実を図ります。

(85) 特別支援教育の充実

小・中学校の特別支援学級では、知的障がいや情緒障がいなどのある児童・生徒に対し、一人ひとりの障がいの状態や適性などに応じて指導する教育課程を編成しています。障がいのある児童・生徒が可能な限り積極的に社会に参加し、自立できるよう、今後も継続して特別支援学級の充実を図っていきます。

(86) 交流及び共同学習の推進

障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒がともに活動し、お互いにふれあう機会を設けることは、双方にとって、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。現在、小・中学校における通常の学級と特別支援学級、あるいは特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習などが行われています。

今後、心豊かな思いやりのある人づくりをめざし、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を進め、より幅広い交流及び共同学習の実践を推進します。

(87) 通級による指導の充実

きこえやことばに課題がある児童・生徒に対し、熊谷西小学校内に、学習面や行動面に課題がある児童・生徒に対し、熊谷西小・吉岡小・三尻小・妻沼小内、富士見中内に通級指導教室を設置し、個別指導によってその子の能力を最大限に発揮できるように努めています。

引き続き、学級担任と連携を図りながら一人ひとりを見守り、その力を伸ばしていきます。

(88) 学童保育の充実

公立児童クラブ、民間学童クラブ、特別支援学校放課後児童クラブでは、集団保育が可能な障がい児の受け入れをしています。今後とも安心、安全な保育に配慮し、障がい児の受け入れを継続していきます。

(89) 学校施設のバリアフリー化の推進

市内の小・中学校に通う障がいのある児童・生徒が、校内で快適に過ごせるように、通学児童生徒のいる学校を対象に校舎階段の手すり、車いす用昇降車や昇降機、多目的トイレ、スロープ等を設置し、学校施設の環境整備を進め、今後も、バリアフリー化の推進に努めます。

3. 社会教育の充実

(90) 図書館サービスの充実

大活字本、点字図書、映像、録音資料などを充実し、図書の配本サービスを促進します。

また、さわる絵本・布絵本など障がいのある子どもが利用しやすい本の収集に努めます。

(91) 生涯学習講座の充実

「障がい者青年学級」について、広報するとともに運営費を助成し、活動を支援しています。

また、情報を得にくい聴覚障がい者を対象に「ろう者のための社会教養講座」を設け、世界各地の歴史や文化にふれた情報提供や社会で活躍している聴覚障がい者から学ぶ機会を提供しています。今後も、障がい者の生涯学習講座を充実していきます。

第4章 生きがいあるまちづくり

1 就労の場の確保

<現状と課題>

就労は、収入を得るだけでなく、社会参加の促進と生きがいにつながり、障がい者が地域で自立して生活していくために、非常に大切なことです。

障がいのある就労希望者は、原則として、ハローワーク（公共職業安定所）に求職登録を行い、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、障がい者に対する職業紹介、職業訓練、事業主に対する助成、職場定着までの相談・指導などが行われています。

今後も、障がい者の意思や能力に応じた就職先が選択できるよう支援していく必要があります。

また、一般企業に就労することが困難な障がい者については、就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、障がいの程度や適正に応じた能力を開発する訓練や就労のための総合支援をなお一層、充実させることが求められます。

<各施策の取組>

1. 一般就労の支援

(92) 雇用の場の拡大

障がい者の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワーク等との連携を図り、事業主へ働きかけを行います。また、障がい者雇用の啓発活動を行い、障がい者が働きやすい職場環境づくりを推進します。

(93) 就労支援施策の推進

障がいのある人が、生きがいを持って生活できるよう、就労全般にわたって障がい者本人、家族、事業主等からの相談に応じ、障がい者の能力開発から就労まで一貫して支援するため、障害者就労支援センターを設置しており、なお一層の充実を図ります。

(94) 就労移行支援 [再掲 (33)]

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(95) 就労継続支援（A型＝雇成型・B型） [再掲 (34)]

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2. 障がい者雇用の促進

(96) 市職員採用の推進

平成23年6月1日現在、熊谷市の市職員の障がい者の雇用状況は、地方公共団体の法定雇用率2.1%を上回っており、重度の障がいのある職員についても他の職員とともに職務に励んでいます。

今後も引き続き、計画的に障がい者の採用に努めていきます。

(97) 市内企業への雇用促進及び啓発

一人でも多くの障がい者の雇用が促進されるよう、熊谷地区雇用対策協議会、ハローワークなどの関係機関と連携をとりながら、事業主の研修会や体験談の発表会を通じて障がい者雇用促進のための啓発活動及びPR活動を進めていきます。



2 社会参加の促進

＜現状と課題＞

障がい者にとって、文化活動やスポーツ活動、障がいのない人との交流は、健康づくりや生きがいづくりに役立つばかりでなく、人間として成長するために非常に重要なことです。

障がい者が気軽にイベント等に参加できる社会的条件を整え、社会参加を促進する必要があります。

＜各施策の取組＞

1. 社会参加への支援

(98) 障がい者の社会参加への支援

在宅障がい者の自立と社会参加を進めるため、障がい者が利用しやすい手話通訳者・要約筆記者の派遣制度の充実を図ります。

(99) 交流ふれあい活動の推進

障がい者をはじめ、多くの市民が参加し、気軽に楽しむことができる社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」事業を支援し、交流・ふれあい活動を推進します。

(100) 障がい者に配慮した選挙の実施

郵便投票制度の周知や投票所にスロープを設置するなど、障がい者が投票しやすい投票環境の整備に配慮します。

2. 文化・スポーツ活動への支援

(101) 市主催のイベントにおける障がい者参加の促進

本市が主催するイベントに、障がい者のみならずだれもが参加しやすいよう、会場整備の配慮に努めます。

(102) スポーツ大会の支援

障がいのある人が、各種のスポーツ大会などに参加し、楽しむことができるよう支援します。

(103) 障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツの振興を図り、障がい者がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、その活動を支援します。

また、障がい者スポーツを推進するにあたって、ボランティアの協力を働きかけていきます。

(104) 障がい者の文化活動支援

障がい者団体の文化活動に対して、広報や情報提供などにより、障がい者が積極的に文化活動に参加できるよう支援します。

(105) 芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）[再掲（48）]

障がい者の芸術・文化活動を振興するため、障がい者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設け、生きがいつくりと健常者の障がいのある人に対する関心と理解を深まるための環境の整備や必要な支援を行います。



第5章 安心・安全なまちづくり

1 みんなにやさしいまちづくり

<現状と課題>

障がい者が、地域の中で安全で快適に生活していく上で、社会には様々な障壁（バリア）が存在します。これまでも、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、様々なバリアフリー化が行われてきましたが、まだ充分とは言えません。

今後は、平成18年に施行された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、道路、公園、公共交通機関、官公庁施設等の生活関連施設において、高齢者や障がい者、妊産婦、けが人などすべての人が利用しやすい施設になるようなハード面の整備とともに、バリアフリーに対する広報・啓発、教育、市民活動の支援等、心のバリアフリーに向けた取組みを進め、あらゆる人々が利用しやすい生活環境をつくるために、ユニバーサルデザインの考え方が形となった、ユニバーサル社会の実現を目指します。

<各施策の取組>

1. 生活空間の整備

(106) 住みやすいまちづくりの総合的推進

まちづくりは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が、安全で住みやすい環境を実感できるように進めなければなりません。

内部が広く、手すり、ベビーシートなども装備されている多機能トイレなど、だれもが気兼ねなく利用できるよう、環境の総合的な整備が必要です。

今後も、すべての市民に安全で快適な住みやすいまちづくりを総合的に推進します。

(107) 歩道の整備

歩道は、移動空間として重要なため、新たに整備を行う歩道については、段差解消など障がい者などに配慮した歩道整備を推進します。

また、既設歩道についても、市民の要望を踏まえながら、計画的に改善を図ります。

(108) 交通環境の整備

安全で歩きやすい歩行空間を確保するため、本市オリジナルデザインのUDブロックを整備し、バリアフリー化を推進します。

また、駅周辺を中心に、通行の妨げとならないよう放置自転車や違法看板等の撤去や啓発活動を実施し、市営本町駐車場に障がい者などの優先利用できるスペースを確保するなど、今後も引き続き、快適な交通環境の整備に努めます。

(109) バリアフリーの商店街づくりの推進

障がい者、高齢者、児童などが安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善などのハード面、陳列表示、販売方法などのソフト面の充実を各商店街に要望していきます。

2. 公共建築物の整備

(110) 公共施設のバリアフリー化の推進

利用しやすい公共施設にするため、ゆとりのあるエレベーター、多目的トイレ、スロープなどを設置し、バリアフリー化を推進します。

(111) 交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進

交通の要であるターミナル施設について、視覚障がい者にもわかりやすい案内の整備やエレベーター、スロープの整備などを関係機関に働きかけていきます。



2 移動しやすい環境の整備

<現状と課題>

自由に移動できなければ、暮らしの幅が限られたものになります。障がい者の日常生活や社会参加を容易にし、生活領域の拡大を図るため、誰もが移動しやすい環境の整備を推進します。

<各施策の取組>

1. 交通機関の利用促進

(112) 人にやさしいバスの整備要請

障がい者のみならず、だれもが利用しやすいバスにするため、ノンステップバス、わかりやすい案内表示装置や音声案内の導入などを関係機関に要請していきます。

2. 移動手段・外出支援の充実

(113) 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援

福祉タクシー制度及び自動車燃料費給付制度により外出時の移動にかかる費用の一部を支援します。

(114) 移動支援事業の推進 [再掲 (42)]

屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を実現するための外出について支援を行います。

(115) 障がい児・者生活サポート事業の推進 [再掲 (53)]

障がい児・者の家族等の介護負担の軽減と生活を支援するための一時預かり、送迎サービス、外出援助などを行います。障がい児（者）の実情を考慮し、サービスの推進を図ります。

(116) 福祉有償運送の推進

安全な福祉有償運送を推進するため、大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会の活動を支援します。

3 安全な暮らしの確保

<現状と課題>

援護が必要な障がい者に対する犯罪や事故の防止、災害発生時における避難支援に積極的に取り組む必要があります。防災や防犯に関する啓発活動を充実させるとともに災害時において地域住民や福祉関係団体等と連携し、障がい者を確実に迅速に支援・保護できる地域体制づくりに努める必要があります。

<各施策の取組>

1. 地域の防災対策の推進

(117) 災害時要援護者避難支援プランの充実

災害時要援護者避難支援プランに基づき、個人のプライバシーに十分配慮しつつ、災害時に自力で避難できないなど、援護を必要とする人の名簿を作成しました。今後もプライバシーに配慮しながら、引き続き障がい者の所在や状況などの把握に努め、民生委員・児童委員や自治会、地域の自主防災組織の協力関係を築き、障がい特性に応じた情報伝達、避難誘導等の対応ができるよう努めます。

(118) 防災知識の普及・啓発

広報紙などにより、災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発に努めます。また、地域で障がい者を支援する自主防災組織や防災に関するボランティアの育成と併せ、地域の防災訓練に障がい者が参加しやすい体制づくりを促進します。

(119) 災害情報伝達体制の整備

在宅の障がい者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、多様な情報伝達手段を調査研究し、災害情報伝達体制の整備に努めます。

(120) 障がい者に配慮した防災基盤の整備

ハザードマップの整備や、各施設等において、わかりやすい案内板を設置するなど、障がい者に配慮した防災基盤の整備の推進を図ります。

(121) 障がい者に対する医療対策

災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障がい者や難病患者の心身に大きな影響をもたらすため、それぞれの障がいに配慮した医療対策が必要です。

在宅療養者には巡回相談などを行い、心身の安定に努めます。また、保健所、医療機関と協議し、必要な医療が受けられる体制を検討します。

(122) 障がい者への情報提供、相談支援

避難所などにおける障がい者への情報提供や相談に対応するため手話通訳者の派遣を実施します。

特にコミュニケーションに配慮が必要な聴覚障がい者には、聴覚障がいがあることを示す防災バンドナを配布することで、円滑な支援が行えるようにします。

また、ボランティア団体等との連携が図れる体制を検討していきます。

2. 施設の防災対策の推進

(123) 防災計画の策定

福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。災害発生時の職員の任務分担・動員体制などの防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域防災組織などとの連携について、防災計画を策定するよう、施設管理者に対して指導していきます。

(124) 防災教育・防災訓練の実施

災害時に防災計画が有効に機能するためには、施設ごとの入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の実施を促すとともにその充実を図るよう働きかけていきます。

また、施設管理者や職員に対し、講習会を行うなどして総合的な防災力の向上を図ります。

(125) 施設・設備の整備・充実

施設や設備が災害時に機能を生かせるよう、それらの定期的な整備・充実・点検の実施を施設管理者に対し指導していきます。

(126) 社会福祉施設と地域の連携

災害時に速やかに避難するためには、施設関係者だけではなく、地域の協力が欠かせません。普段から、災害時を想定した自治会や事業所などとの連携体制の整備に努めるよう施設管理者に対して働きかけていきます。

(127) 被災した在宅障がい者の受入体制の整備

災害時、施設管理者に対し、在宅の重度障がい者や寝たきりの高齢者の受入体制の整備を進めるよう働きかけていきます。

また、生活上特別な配慮が必要な重度障がい者に対しては、関係機関や事業者と連携を図り、補装具、日常生活用具、ガイドヘルパー、手話通訳などについて、適切な対応がとれるよう努めます。

3. 安心して生活できる環境づくり

(128) 交通安全知識の普及・啓発

交通事故を防止するため、交通安全教室の開催や広報活動を実施するなど、障がい者や地域住民に対して交通安全知識の普及・啓発に努めます。

(129) 防犯知識の普及・啓発

防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や広報活動を推進し、障がい者や地域住民に対し、防犯知識の普及・啓発に努めます。

(130) 防犯と安全対策の充実

地域や関係機関における支援体制づくりを推進し、日常における障がい者の犯罪被害防止と緊急時の安全を確保するための支援施策の充実に努めます。



第3編 障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「障害者自立支援法」では、市町村及び都道府県は、厚生労働大臣の定める基本指針に則して、「障害福祉計画」を定めることが義務づけられたことから、本市は、「熊谷市障害者計画」の策定にあわせ、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期、平成21年度から平成23年度を第2期とする「熊谷市障害福祉計画」を策定いたしました。

この計画期間が平成23年度に満了となることから、第2期計画の現状を踏まえつつ、今後も障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するための第3期「熊谷市障がい福祉計画」を策定するものです。

この計画は、地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に則して策定したものです。

2 障害者自立支援法のポイント

1 障がい者施策の三障がい一元化

サービス提供主体を市町村に一元化し、障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む））にかかわらず障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供します。

2 利用者本位のサービス体系に再編

旧の施設体系を6つの事業に再編し、併せて「地域生活支援」、「就労支援」のための事業や重度障がい者を対象としたサービスを創設しました。

市町村が地域の実情に応じて障がい者福祉に取り組み、障がい者が身近なところでサービスが利用できるよう、規制が緩和されました。

3 就労支援の抜本的強化

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう、福祉側から支援します。

4 支給決定の透明化、明確化

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続や基準が透明化、明確化されました。

5 安定的な財源の確保

障がい者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平で適切な利用者負担を求めます。

この場合、適切な経過措置が設けられ、福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改められました。

6 相談支援の充実

市町村に総合的な相談支援センターを設置し、自立支援協議会を法律上の存在と位置づけ、相談支援体制の強化を図りました。

7 地域における自立した生活のための支援の充実

障がい者の地域移行を促進するため、障がい者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要から、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)への住居費の助成及び重度の視覚障がい者の移動支援サービス(同行援護)が創設されました。



3 基本理念

◎ 3つの理念を基本とし、計画の推進に努めます。

1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市及び県の地域生活支援事業の提供基盤の整備を進めます。

2 市を主体とする仕組みと3障がいの制度の一元化

従来は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のそれぞれに対して、個別の制度体系により障がい福祉サービスが提供されてきました。

また、障がい福祉サービスの実施主体も市と県に分かれていました。新たな制度では、三障がいの制度体系が一元化され、また、障がい福祉サービスの実施主体も市に一元化されたことから、身体、知的、精神の三障がいのサービスの充実に努めます。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

4 基本方向

◎ 4つの基本方向に基づいて推進します。

1 施設、病院から地域生活への移行を推進

障がい者の自立支援の観点から国、県、事業者、障がい者団体等の関係機関と連携して、障がい者施設及び精神病院から地域生活への移行を推進します。また、障がい者の地域生活移行を進めるため、グループホームやケアホームなどの「住まいの場」の設置を促進するとともに、「日中活動の場」の整備に努めます。

2 サービス提供体制の充実

障がい者のニーズに対応した適切なサービス提供ができるように、精神障がい者に対する訪問系サービスも含め、計画的なサービス提供体制の整備に努めます。

3 就労支援の強化

障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要です。

本市では、平成19年6月に設置した障害者就労支援センターを活用し、福祉施設や教育機関、ハローワーク、地域の企業と連携し、一般就労への移行を進めるとともに、雇用の場の拡大に努めます。

4 相談支援の提供体制の確保等

障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制が不可欠であることから、本市では、身体・知的障がい者及び精神障がい者の相談支援事業を実施しています。また、地域における相談支援体制の中核的な役割をもつ地域自立支援協議会を、地域の課題を具体的に協議する場として活用し、相談支援事業の充実・強化に努めます。

このほか、障がい者等が地域で安心して生活していくためには、障がい福祉サービスの充実とともに、それを補完する様々な支援が必要となることから、地域の実情に応じた地域生活支援事業等を実施します。

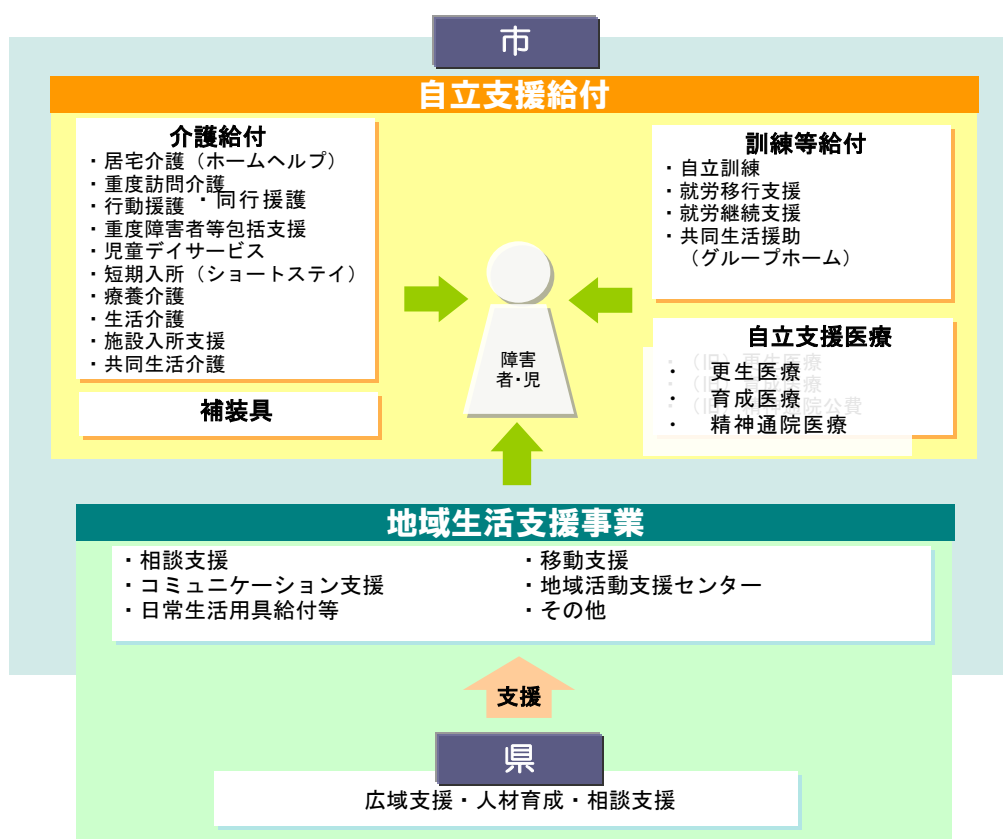
第2章 サービスの見込み量と サービス確保のための取組み

1 障害者自立支援法の趣旨(自立支援給付と地域生活支援事業)

障害者自立支援法の全体像は、大きく分けて、①自立支援給付と②地域生活支援事業の2つからなります。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療によって構成され、これまで障がい種別でわかりにくく使いにくかったサービスが再編され、介護給付、訓練等給付として提供される各種サービスは「障がい福祉サービス」と呼ばれます。また、地域生活支援事業は、市町村が決められたメニューの中から利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。

本市では、障がい者の地域における生活を支援し、家庭での介護者の負担の軽減を図るため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給など自立支援給付の充実と地域生活支援事業の柔軟な実施に努めています。

◎障害者自立支援法の全体像



2 平成 26 年度の目標設定

必要なサービス量を見込むにあたっては、障がい者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」などの課題に対応するため、次の事項について埼玉県が「目指す方向」に掲げる数値を基本とし、それぞれ数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、日中活動系サービスを利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅に移行する人の数を見込みます。

○福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考 え 方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数 (A)	195 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 23 年 11 月末時点の入所者数	189 人	平成 23 年 11 月末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	180 人	平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込 (A - B)	15 人 7.7%	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	15 人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

対象福祉施設：身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）及び知的障害者授産施設

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

平成 26 年度末までに受入条件が整えば退院可能な精神障がい者が退院することを目指し、今後、日中活動系サービス、グループホームやケアホーム等の支援体制の整備と医療の提供体制の整備を進めます。

埼玉県では、県内精神科病院への調査の結果に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度までに 660 人を地域生活への移行目標としています。

本市は、本目標について、独自に設定することが困難であるため、埼玉県が人口割で示した 19 人を参考として移行目標とします。

○ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項 目	数 値	考 え 方
退院可能精神障がい者数	19 人	埼玉県算出値
【目標値】減少数	19 人	上記のうち、平成 26 年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労への移行は、就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じ推進します。埼玉県では、第 1 期計画策定時点の一般就労への年間移行実績の 5 倍として、500 人を目標値としています。本市は、埼玉県の目標値を参考として人口割した 14 人の一般就労移行を、引き続き目標値とします。

○ 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
第 2 期計画目標値	14 人	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】年間一般就労者数	14 人	平成 26 年度において施設を退所し、一般就労する者の数

(4) 就労移行支援事業の利用者数

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人の数を見込みます。

項 目	数 値	考 え 方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	750 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	150 人 20%	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(5) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、就労継続支援（A型）事業を利用する人の数を見込みます。

項 目	数 値	考 え 方
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	5 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	370 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者（B）	375 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	1.4%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

3 サービスの見込み量とサービス確保のための方策

必要なサービス量を見込むにあたっては、サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み、福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策を、現状を踏まえながら検討する必要があります。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等のサービスがあります。

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。

今後、新たに需要が見込まれる精神障がい者に対する訪問系サービスを含め新サービス体系に基づく提供体制の整備促進に努めます。また、提供事業者に対し人材の確保及び質的向上を図るよう指導していきます。

○ サービスの種類及びサービスの内容

区 分		サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で生活する障がい者の日常生活を支援するため、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

○サービスごとの見込み量

※月間の見込み量

利用見込み量 サービス区別	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	時間数	利用者数	時間数	利用者数	時間数	利用者数	時間数	利用者数
居宅介護	5,491 時間	146 人	6,534 時間	158 人	7,775 時間	171 人	9,252 時間	185 人
重度訪問介護								
同行援護								
行動援護								
重度障害者等 包括支援								

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）等のサービスがあります。

日中活動系サービスの利用は、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。

○サービスの種類及びサービスの内容

区 分		サービス内容	
日中活動系サービス	介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

○サービスごとの見込み量

※月間の見込み量

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	利用日 数(日)	利用者 数(人)	利用日 数(日)	利用者 数(人)	利用日 数(日)	利用者 数(人)	利用日 数(日)	利用者 数(人)
療養介護	49	2	62	2	62	2	62	2
生活介護	4567	287	5,280	330	6,080	380	6,880	430
短期入所	178	59	300	60	325	65	350	70
自立訓練(機能訓練)	30	2	45	3	60	4	75	5
自立訓練(生活訓練)	377	26	450	30	525	35	600	40
就労移行支援	305	22	460	23	480	24	500	25
就労継続支援(A型)	32	2	48	3	64	4	80	5
就労継続支援(B型)	3629	262	4,200	300	4,830	345	5,544	396

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助等のサービスがあります。

入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるためにも、埼玉県や関係機関と連携し共同生活援助及び共同生活介護の計画的な整備を推進していきます。

○ サービスの種類及びサービスの内容

区 分		サービス内容	
居住系サービス	介護給付	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

○ サービス毎の見込み量

※月間の見込み量

指定障害福祉サービス等	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	144 人分	160 人分	170 人分	180 人分
共同生活介護 (ケアホーム)	63 人分	68 人分	73 人分	78 人分
共同生活援助 (グループホーム)				

(4) 相談支援

計画相談支援は、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用を勘案し、3年間で計画的に利用者数を見込んだものです。

地域移行支援は、施設入所者や退院可能精神障がい者の人数や地域生活への移行者数を勘案し、利用者数を見込んだものです。

地域定着支援は、同居している家族による支援を受けられない障がい者数、地域生活への移行者数等を勘案し、利用者数を見込んだものです。

○サービス毎の見込み量

※月間の見込み量

年度 指定障がい福祉サービス等	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	0 人	17 人分	25 人分	42 人分
地域相談支援 (地域移行支援)		13 人分	14 人分	15 人分
地域相談支援 (地域定着支援)		85 人分	98 人分	113 人分

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、生活をサポートするサービスを地域の障がい者のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業で、身近なところで必要なサービスが受けられるよう、推進しています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と地域特性などにより市の裁量で実施できる事業（裁量的事業）から構成されています。必須事業は、次表の6事業です。

また、本市で実施している裁量的事業は、利用者のニーズ等を踏まえ、次表のとおりです。

○サービスの種類及びサービスの内容（必須事業）

区 分	サービス内容
相談支援事業	障がい者の福祉に関するさまざまな問題につき、障がいのある人、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。また、既に設置されている地域自立支援協議会を運営し、問題事例の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。
成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用が有効と認められる者に対し、制度の利用を支援します。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加を実現するための外出について支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります

○サービス毎の見込み量（必須事業）

※月間の見込み量

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		実施に関する考え方
	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	
(1) 相談支援事業									
① 障害者相談支援事業	2		2		2		2		相談支援を効果的に行うために、相談支援専門員を配置している指定相談支援事業者に委託している。
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載							○		指定相談支援事業者の中から平成 26 年度までに設置を考えている。
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載									既存の相談支援事業の中での実施を検討している。
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載									今後、実施の必要性について調査の上、検討して行く。
(2) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1		1	判断能力のない障害者等の権利を擁護するため、裁判所に市長が申立等を行った場合の利用に係る経費等を助成する。
(3) コミュニケーション支援事業									
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		67		68		69		70	視覚障害者の社会参加のため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っている。
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	1		1		1		1		手話通訳者派遣事業を実施している熊谷市社会福祉協議会に委託している。

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		実施に関する考え方
	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	
(4) 日常生活用具給付等事業※給付見込み件数を記載。									
①介護・訓練支援用具		2		2		2		2	日常生活を容易にし、在宅福祉の向上を図るため、日常生活用具支給要件に該当する方の申請に基づき支給を行っている。
②自立生活支援用具		2		3		3		3	
③在宅療養等支援用具		1		2		2		2	
④情報・意思疎通支援用具		3		3		3		3	
⑤排泄管理支援用具		300		300		306		310	
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1		1		1		1	
(5) 移動支援事業 上段：利用見込み人数 下段：延べ利用見込み時間数		109 人 1,411 時間		120 人 1,500 時間		132 人 1,600 時間		145 人 1,700 時間	屋外での移動が困難な障害児者の外出の付き添い等の支援を登録業者に委託して実施する。
(6) 地域活動支援センター事業 上段：熊谷市内分 下段：他市町からの利用者分	1	10	3	25		26	3	27	創作活動又は生産活動の機会を提供する施設の実施事業を補助し支援する。
			4	20	4	20	4	20	

※○印は、実施中を表す

※(6) 地域活動支援センターの他市町分は、深谷市、吉見町

○ サービスの種類及びサービスの内容（裁量的事業）

区 分	サービス内容
福祉ホーム事業	住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がい者の居宅に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。
知的障がい者職親委託事業	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等が、一定期間知的障がい者を預かり、生活指導や技能習得訓練等を行います。
日中一時支援事業	日中、障がい児・者を障がい福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労や休息を支援します。
芸術・文化講座開催等事業	障がい者の芸術・文化活動を振興するため、障がい者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳等わかりやすい方法による県・市等の広報、障がい者が地域生活を送る上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員等の養成研修を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者が就労等に伴い、自動車運転免許を取得及び自動車を改造する費用の一部を助成します。

○サービス毎の見込み量（裁量的事業）

※月間の見込み量

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)	箇所数 (箇所)	利用者数 (人)
①福祉ホーム事業	0	0	1	20	1	20	1	20
②訪問入浴サービス事業	5	22	5	22	5	23	5	24
③知的障がい者職親委託事業	2	2	2	2	2	2	3	3
④日中一時支援事業	8	18	9	20	10	21	11	22
⑤社会参加促進事業								
ア芸術・文化講座開催等事業	○		○		○		○	
イ点字・声の広報等発行事業	○		○		○		○	
ウ奉仕員養成研修事業	○		○		○		○	
エ自動車運転免許取・ 改造助成事業	○		○		○		○	

※○印は、実施中を表す。

（６）自立支援医療

自立支援医療として「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」は、所得に応じた負担となり障がい者の負担の公平を図っています。

また、障がい者を含め、費用を皆で支え合う仕組みとして、制度の効率性、安定性が確保されました。

自立支援医療の対象となる疾病の範囲はこれまでの制度と同じで、自己負担は、原則として1割負担ですが、負担水準への配慮として、低所得世帯に属する方については、月当たりの負担額に上限が設定されています。

また、一定の負担能力がある方であっても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月当たりの負担額に上限を設定するなど負担軽減の措置が取られています。

自立支援給付における自立支援医療の周知に力を入れ、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

(7) 制度の普及啓発

「障害者自立支援法」の目的である「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、障がい福祉計画の策定を通じて新法の動向に注視しつつ、「障害者自立支援法」の普及啓発を図ります。

(8) 人材の養成確保及び資質の向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、指定障がい福祉サービスに係る人材を質、量ともに確保することが重要です。

「障害者自立支援法」では、指定障がい福祉サービスの事業者には「サービス管理責任者」を、指定相談支援事業者には「相談支援専門員」を配置することとされており、これらに従事する者に対する研修やサービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等についても、新たに重度訪問介護従事者や行動援護従事者の研修を実施することが必要とされています。

このため、埼玉県や関係機関と連携し、障がい福祉サービスの提供体制の整備に必要な人材の養成確保や資質の向上を図っていきます。